

盛岡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年2月25日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- 1 財政援助団体等監査の結果の報告 令和3年12月23日付け3盛監第43号
- 2 対象部署及び事項
  - (1) 盛岡交通安全協会  
(盛岡交通安全協会事業費補助金、担当:市民部くらしの安全課)に係る指摘事項
  - (2) 盛岡中央市場冷蔵株式会社  
(盛岡中央市場冷蔵株式会社出捐金、担当:中央卸売市場)に係る指摘事項
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。